

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫あるいは発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな噴石、火碎流、溶岩流が居住地域に切迫あるいは到達</li> </ul>	左記に該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、レベル引き下げや警戒範囲縮小を総合的に判断する。
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>噴火規模が拡大傾向で</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな噴石が想定火口域の縁から概ね 1 km を超えて飛散する可能性</li> <li>・火碎流、溶岩流が居住地域に到達する可能性</li> </ul>	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性でレベルを引き上げたが、火口周辺に影響を及ぼす程度の噴火でおさまった、または、噴火せず、左記の現象が見られなくなった場合。
3	<p>【居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>・噴火規模が拡大傾向で</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢大きな噴石が想定火口域の縁から概ね 500m を超えて飛散する可能性</li> <li>➢火碎流、溶岩流が想定火口域の縁から概ね 500m を超えて流下する可能性</li> <li>・火山性微動（火碎流によるものも含む）の継続時間の増大（レベル 2 よりも継続時間長）</li> <li>・山体浅部を震源とする火山性地震の急増、規模増大（レベル 2 よりも回数増加、規模大、あるいは有感地震の多発等）</li> <li>・山体浅部の膨張を示す明瞭な地殻変動（レベル 2 よりも規模大を示す地殻変動）</li> <li>・火山ガス（二酸化硫黄）放出量が大きく増加し急変</li> </ul>	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生し、その後、噴火が発生しなくなる、もしくは、火口周辺に影響を及ぼす程度の噴火にとどまる活動が続いた場合、レベル引き上げ後の活動評価を基本に、防災対応の状況を考慮して判断する。
2	<p>【火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>次のいずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山体を震源とする火山性地震の増加（地震回数が 100 回/日以上）</li> <li>・火山性微動（継続時間 100 秒以上）の発生</li> </ul> <p>以下の現象を複数項目観測</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢上記の基準には達しない程度の火山性地震の増加</li> <li>➢上記の基準には達しない程度の火山性微動の発生</li> <li>➢浅い低周波地震の発生</li> <li>➢山体浅部の膨張を示す地殻変動（傾斜計、GNSS、光波観測、干渉 SAR 解析等）</li> <li>➢噴気地帯等の地熱域の拡大や噴気活動の活発化</li> <li>➢火山ガス（二酸化硫黄）の放出量の増加</li> </ul>	左記のレベル 2 への引き上げ基準に達しない活動が概ね 1 ヶ月続いたときを基本とするが、平穏時に戻る傾向が明瞭であると判断したときはレベル引き下げの期間を短縮する。ただし、平穏時に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル 1 に引き下げた後に活発化傾向に転じたことがわかった場合は、左記の基準に達していないくともレベル 2 に戻す。
	<p>【火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定火口域の縁から概ね 500m 以内に大きな噴石飛散、火碎流、溶岩流</li> </ul>	

- ・ここでいう「大きな噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。
- ・大きな噴石、火碎流、溶岩流の影響範囲はそれぞれ個別に判断する必要がある。
- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（下がるときも同様）。
- ・レベル 5 における大きな噴石による警戒が必要な範囲は、想定火口域の縁から概ね 2 km 以内を原則とするが、火山活動の状況によっては概ね 3 km 以内または 4 km 以内に拡大する。
- ・レベル 5 からレベルを下げる場合にはレベル 4 ではなくレベル 3 に下げるものとする。
- ・レベルの引き上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後隨時見直しをしていくこととする。